

山梨県ブロック塀等安全確保対策支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、地震発生時におけるブロック塀等の倒壊等による災害を防止することを目的として、ブロック塀等の耐震改修等工事に要する経費を助成する市町村に対して、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号）の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

(用語の定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) ブロック塀等

補強コンクリートブロック造又は組積造の塀をいう。

(2) 安全点検

国土交通省住宅局建築指導課長通知（平成30年6月21日付け国住指第1130号）の別紙2〈第1段階：外観に基づく点検〉による点検をいう。

(3) 倒壊の危険性があるブロック塀等

安全点検の結果、不適合が1以上あるものをいう。

(4) 重要路線

県及び市町村の地域防災計画に記載された第一次緊急輸送道路及び第二次緊急輸送道路（以下、「緊急輸送道路等」という。）若しくは緊急輸送道路等から指定避難所まで至る道路で市町村が指定した道路をいう。

(5) 耐震改修等工事

ブロック塀等を除却する工事、建替えをする工事及び(一財)日本建築防災協会発行の「既存ブロック塀等の耐震診断基準・耐震改修設計指針・同解説」に基づく耐震改修工事をいう。

(補助対象経費及び補助率)

第3条 補助の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、重要路線に面した倒壊の危険性があるブロック塀等の耐震改修等工事費に対し市町村が助成する経費とする。

2 補助金の額は、1敷地ごとの対象工事費（耐震改修等工事に要する費用又は重要路線に面した部分のブロック塀等の延長1メートルにつき25千円を乗じた額のいずれか低い額）の6分の1又は市町村が当該工事費に対し助成する額の4分の1のいずれか低い額とし、50千円を限度とする。ただし、令和5年度に指定された重要路線に面した倒壊の危険性があるブロック塀等については、75千円を限度とする。

3 前項により計算した1棟ごとの補助金の額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨て

るものとする。

(交付の申請)

第4条 市町村長は、ブロック塀等安全確保対策支援事業費補助金の交付を受けようとするときは、事業着手前に補助金交付申請書（様式第1）を、知事に提出しなければならない。

(交付の決定)

第5条 知事は、前条に規定する申請書を受理したときは、その内容を審査し、交付すべき補助金の額を決定するとともに、補助金交付決定通知書（様式第2）により、市町村長に通知するものとする。

(交付の条件)

第6条 補助金交付の条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容の変更をしようとするときは、変更承認申請書（様式第3）を提出し、知事の承認を受けること。ただし、補助事業の目的の達成に支障をきたさない事業計画の細部の変更であつて、交付決定を受けた補助金の額の増額を伴わない場合はこの限りではない。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、中止（廃止）承認申請書（様式第4）を提出し、知事の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定期間内に完了する見込みのない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに未完了報告書（様式第5）を知事に提出してその指示を受けること。

(事業内容の変更)

第7条 知事は、前条第1号の変更承認申請書を受理したときは、その内容を審査し、変更の必要があると認めた場合は、変更交付決定通知書（様式第6）により、市町村長に通知するものとする。

2 知事は、前条第2号の中止（廃止）承認申請書を受理したときは、その内容を審査し、支障がないと認めた場合は、中止（廃止）承認通知書（様式第7）により、市町村長に通知するものとする。

(状況報告)

第8条 知事は、この要綱の施行のために必要な限度において、補助事業の適正な遂行を確保するため、交付決定者に対し、報告を求め、又は調査することができる。

(実績報告)

第9条 市町村長は、補助事業を完了した日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して1か月を経過した日又は補助金の交付を決定した年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに、

補助金実績報告書（様式第8）を、知事に提出しなければならない。

（額の確定）

第10条 知事は、前条の規定による報告書を受領したときは、その内容の審査及び検査により、その報告書に係る事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金の額の確定通知書（様式第9）により市町村長に通知するものとする。

（補助金の交付）

第11条 補助金は、精算払いとする。

（検査等）

第12条 知事は、市町村長に対し補助事業に関し必要な指示をし、報告を求め、又は検査することができる。

（書類の保管）

第13条 市町村は、この事業に関する書類を整理し、事業完了後5年間保存するものとする。

（実施要領）

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は知事が別に定めるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和8年3月31日をもって廃止する。なお、この要綱に基づき交付決定された補助金については、この要綱の廃止後も、なおその効力を有する。
- 3 この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年3月31日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年3月31日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年3月31日から施行する。